

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公表番号】特表2015-508913(P2015-508913A)

【公表日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-019

【出願番号】特願2014-559930(P2014-559930)

【国際特許分類】

G 0 2 C 5/16 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 5/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アイウェア物品であって、

前記アイウェア物品の前部から後方に延びるテンブル部であって、曲率半径()を有し、かつ第1及び第2の長手方向に配置されたリブを有する可撓性部を含む、テンブル部、を含み、

前記テンブル部が曲がっていない状態にあるとき、前記第1リブは、前記第2リブに対して角度を付けて配置され、 $20\text{ mm} < \text{ } < 80\text{ mm}$ である、アイウェア物品。

【請求項2】

前記アイウェア物品は、取り付け部を更に含み、前記テンブル部は、前記取り付け部に回転可能に固定され、前記テンブル部の長さに沿って前記取り付け部から30mmの距離において、 $20\text{ mm} < \text{ } < 80\text{ mm}$ である、請求項1に記載のアイウェア物品。

【請求項3】

前記可撓性部がユーザーの頭部に適合するように曲げられているときに、前記第1リブ及び前記第2リブが相対的に回転する、請求項1に記載のアイウェア物品。

【請求項4】

前記可撓性部は、3つ以上の長手方向に配置されたリブを含み、前記各リブは、厚さ(t)によって分離された第1主要表面及び第2主要表面を含み、前記各リブの前記第1主要表面は、前記アイウェア物品を仮想的な上方半体及び下方半体に分割する水平面と垂直ではない、請求項1に記載のアイウェア物品。

【請求項5】

前記テンブル部は、接触部を更に含み、前記アイウェア物品が、130mmの幅を有する人間の頭部で使用するために配置されるときに、前記接触部に垂直に第1の力(F_1)がかかり、前記アイウェア物品が、180mmの幅を有する人間の頭部で使用するために配置されるときに、前記接触部に垂直に第2の力(F_2)がかかり、 $(F_2 - F_1) < 50\text{ g}$ である、請求項1に記載のアイウェア物品。